

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します 2022年1月1日スタート

雇用保険マルチジョブホルダー制度とは

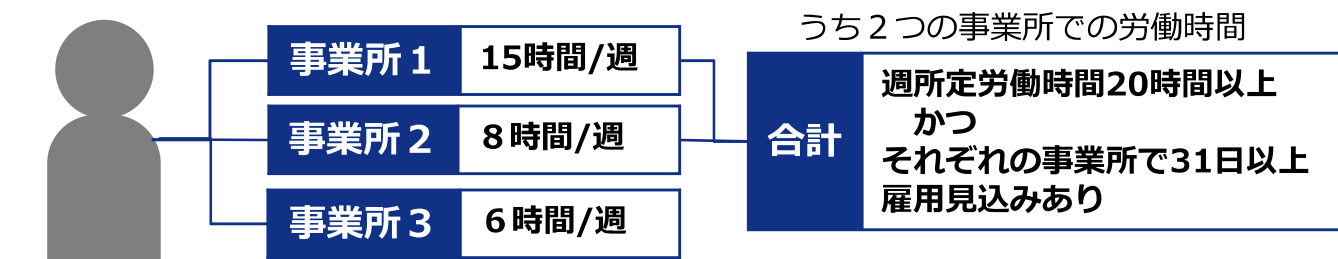
- 従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間20時間以上かつ31日以上雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。
これに対し、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して以下の適用対象者の要件を満たす場合に、**本人からハローワークに申出を行う**ことで、**申出を行った日から**特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる制度です。
- マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合※¹には、一定の要件※²を満たせば、高年齢求職者給付金（被保険者であった期間に応じて基本手当日額※³の30日分または50日分の一時金）を受給することができるようになります。

- ※1 2つの事業所のうち1つの事業所のみを離職した場合でも受給することができます。
ただし、上記2つの事業所以外の事業所で就労をしており、離職していないもう1つの事業所と当該3つ目の事業所を併せて、マルチ高年齢被保険者の要件を満たす場合は、被保険者期間が継続されるため、受給することができません。
- ※2 離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あること等の要件があります。
- ※3 原則として離職の日以前の6か月間に支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額の、およそ5～8割となっており、賃金の低い方ほど高い率となります。

雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

マルチ高年齢被保険者となるには、労働者が以下の要件をすべて満たすことが必要です。雇用保険マルチジョブホルダー制度の場合、雇用保険の適用には本人の申出が必要です。加入後の取扱いとは通常の雇用保険の被保険者と同様で、**任意脱退はできません**。

- 1 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- 2 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 3 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること



65歳以上
2つ以上の
事業所で雇用

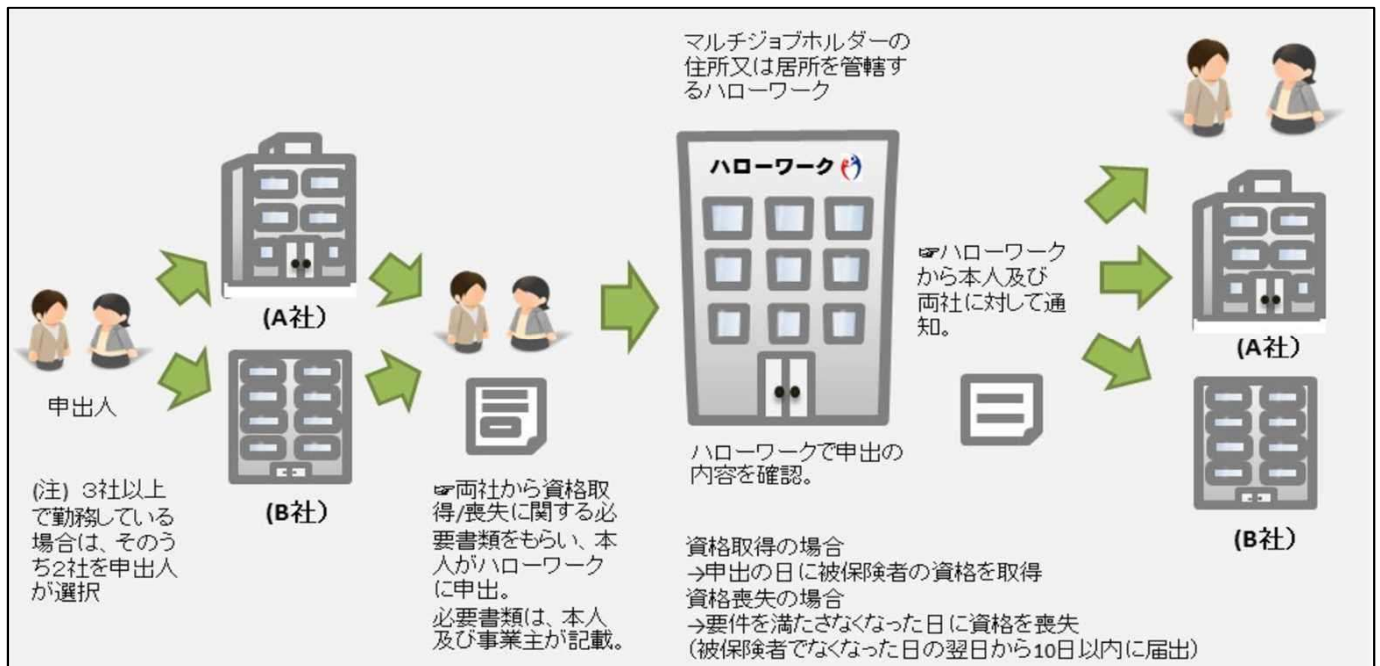
※ 上記の1と2の事業所で雇用保険の適用を受けた場合、2を離職しても、1と3の労働時間が週20時間以上あるため、1と2で喪失に係る届出後、改めて1と3の雇入に係る届出が必要です。

基本的な手順の流れ

通常、雇用保険資格の取得・喪失手続は、事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する**本人が手続を行う必要**があります。

事業主の皆さまは、本人からの依頼に基づき、**手続に必要な証明**（雇用の事実や所定労働時間など）を行ってください。これを受けて、本人が、適用を受ける2社の必要書類を揃えてハローワークに申し出ます。

なお、当該手続は、電子申請での届出は行っておりませんのでご留意願います。



事業主の皆さまへのお願いと注意点

- マルチジョブホルダーが雇用保険の適用を受けるためには、**事業主の皆さまの協力が必要不可欠**です。労働者から手続に必要な証明を求められた場合は、**速やかなご対応**をお願いします。
事業主の協力が得られない場合は、ハローワークから事業主に対して確認を行います。
- 雇用保険の成立手続が済んでいない場合は、別途手続が必要になります。
- マルチジョブホルダーが申出を行ったことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、**不利益な取扱いを行うことは法律上禁じられています**。
- マルチジョブホルダーがマルチ高年齢被保険者の資格を取得した日から**雇用保険料の納付義務が発生します**。

雇用保険マルチジョブホルダー制度の詳しい情報は

「雇用保険マルチジョブホルダー制度の申請パンフレットをご覧ください」
お近くのハローワークにご相談ください。

〇〇労働局 公共職業安定所 管轄区域 検索



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひと、くらし、みらいのために

都道府県労働局・ハローワーク